インドネシア向け日本産りんご（品種に関わらず全て）の輸出について

１　輸出要件

インドネシアに植物由来の生鮮食品（青果物、茶、穀類）を輸出する際には、同国の法令により、化学物質等（農薬、重金属、微生物、マイコトキシン）が残留基準値以下であることが求められ、この案件をクリアするためには、以下の２つの方法がある。

（１）日本国内検査機関（インドネシア政府への登録が必要）によるロットごとの検査結果の提出
（２）日本での青果物等の安全性確保システムが、インドネシア政府から認定されること（生産国認定）

（生産国認定のためには、①品目ごとに生産地、生産者の概要及び検査体制等を取りまとめた申請書を提出し、その後、②インドネシア政府担当官による現地調査等を受けることが必要。）

２　生産国認定によるメリット

（１）１の（１）では、輸出される青果物等の全ロット検査が必要になるが、生産国認定を取得すれば、認定から３年間全ロット検査は不要となる。
（２）生産国認定を取得すれば、輸入港として利用が禁止されているジャカルタ至近のタンジュン・プリオク港を利用することが可能となる。

３　日本産りんごの生産国認定の概要

（１）平成 28 年４月 11 日付で日本産りんごの生産国認定を取得し、平成 30 年５月７日付に１回目、令和３年５月７日付に２回目の延長の認定を取得し、令和６年５月７日付で３回目の延長認定を取得。
（２）生産国認定の有効期間は３年間。
（３）日本政府は、毎年度、国内での安全確保モニタリング結果を提出。
（４）輸出に先立ちインドネシア農業検疫所の HP を通じて事前に申請。
（URL: https://karantinaindonesia.go.id/）

（参考１）

インドネシアの利用可能な港

※2012 年インドネシア農業大臣令 42 号第 14 条により、青果物の輸入には、タンジュン・ペラク港、ベラワン港、スカルノ・ハッタ空港、スカルノ・ハッタ港に限定されているが、生産国認定を受けると適用除外となる。

（参考２）

日本産りんごの輸出実績

（単位：トン）

	2017 年	2018 年	2019 年	2020 年	2021 年	2022 年	2023 年	2024 年
対世界	28,724	34,236	35,888	26,927	37,729	37,576	33,433	34,110
対インドネシア	75	163	185	48	36	23	60	51

（参考３）

インドネシアへの青果物輸出の他規制

輸入業者に関する制度

インドネシアの輸入業者が外国から青果物（加工品を含む）を輸入する際には、半年ごとに、農業省からの推薦状（2013 年農業大臣令 86 号）と商業省の承認（2015 年商業大臣令 71 号）が必要。